



令和2年9月全員協議会（9月議会報告の続編）など

報告 木曽南部土砂防災ネットワーク議員連盟総会開催

10月26日午後、南木曾会館において木曽南部土砂防災ネットワーク議員連盟総会が開催されました。コロナ禍であり3密・換気対策のほか、参加者の検温やマスク着用などを行いました。

南木曾町、上松町、大桑村、王滝村の議員が参加し、来賓として国土交通省、森林管理署、長野県等の関係者および町村長に出席していただきました。

総会では、令和元年度事業報告・収支決算報告と令和2年度事業計画・収支予算、役員改選などが審議、承認されました。また全国治水砂防協会理事長の大野宏之氏による講話「砂防をめぐる最近の話題」が動画の紹介も含めて行われました。

講演会では、「砂防事業概要説明」と題する国土交通省多治見砂防国道事務所長の植野利康氏による管内の砂防事業の説明と、「砂防行政に関する最近の話題」として国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室長の綱川浩章氏による令和2年度の災害対応と砂防関係予算、令和3年度概算要求などの説明をしていただきました。



南木曾会館で行われた総会

● 保育園の認定こども園への移行

● 妻籠宿重伝建保存修理事業の見直し

9月全員協議会（9月29日分）

10 p s

報告・木曽南部土砂防災ネットワーク議員連盟総会

9 p s



全国治水砂防協会理事長
大野宏之氏による講話



国交省多治見砂防国道事務所長
植野利康氏による講演



国交省砂防部土砂災害対策室長
綱川浩章氏による講演

議会と町の意見交換

全員協議会の報告

(9月29日)

認定こども園への移行、妻籠宿重伝建事業見直し

保育園の認定こども園への移行

説明概要

これからの町の保育の姿に関するプラン、認定こども園への移行に向けた考え方が説明されました。昨年12月定例議会での説明以来2回目となります。

読書・蘭・田立保育園の3園を、認定こども園とするもので、各園の保育対象者の構成は次の通りです。

■読書こども園

未満児・3・4・5歳児
(全町5歳児)

■蘭こども園

未満児・3・4歳児

■田立こども園

未満児・3・4歳児

※蘭・田立の3・4歳児については、保護者の希望により読書こども園を選択することができます。

町の考え方

今回の提案は、保育園のあり方を変えていくという町の意思表示です。

3園をこども園に移行し、子育て支援は保育園の空き教室を使う予定です。新学習指導要領も念頭に置き、小学校入学までに身に付けたい力を大事に育みたいと考えています。



質疑 保育園の認定こども園への移行関係

◆認定こども園とする理由

Q そもそも認定こども園にする事の議論がされていない。認定こども園について説明いただきたい。

A 町には幼稚園がなく公営の保育園に全員が入っている状況です。幼稚園を選択したい場合にも保育園で対応できる新しい仕組みとして、認定こども園を設置するということです。

◆保育園統合との関係

Q 審議会の答申は「一園統合が望ましい」であった。5歳児だけ読書へ集めて、3・4歳児を各園に残すというのは非常に理解に苦しむ。保護者も混乱している。

A 審議会からの答申後、地域、議会と協議する中で方針を定めたものであり、地域に保育園を残すという判断の中での提案です。

Q 保育園の統合問題が、いつの間にか認定こども園にすり替わっているのではないか。

A 町の諮問機関である保育所審議会の答申を受けて教育委員会が検討を進めてきた段階では、こども園に言及はしていませんでした。しかし、町機関全体で協議するなかで、これからの時代のニーズに合わせた受け皿も必要ということで、現在の保育園の形を残しつつ、こども園の形態に移行していくのがいまの方針です。

Q 現場の保育士の声などの状況を聞きたい。

A 異年齢のつながりや関わりなどが社会性の育ちに結びつき、子どもはいろいろな関わりや実体験のなかで、そうした力を身に付けていくと考えています。小学校へ上がるための準備段階として5歳児だけ集めた場合には、この環境が変わることになります。

◆認定こども園の内容

Q 幼児コース・保育コースを選択できるようになっているが、コースごとの学級編成になるのか。

A 人数が限られているので、分けるのではなく同じ年齢ごとの活動になります。

◆意見

- ・地域の意見というよりも、保護者の意見を尊重するべきだ。
- ・町が統合問題を考えるのであれば、時間はかけても具体的に子育て支援センターを併設した統合園の場所等の計画を示す必要がある。
- ・国の方針だというのが、小学校への接続のために5歳児だけ集めて教育するというのは本末転倒で、小学校の教育環境を整備すべきではないか。

質疑 妻籠宿重伝建事業見直し関係

◆保存修理の負担、財源など

Q 町の負担率を少なくしても、改修する数を増やせば町の負担は増えるのでは。

A 一定の施工数を確保する必要があり、町も一定金額を投入します。同時に所有者にも自己負担の増額をお願いしたいと考えています。

Q 県の補助率が3%とかなり低いが。

A 平成16年以降は5%、それ以前は昭和51年以降に10数%で要望の範囲に合わせて率が変動していましたが、県の財政事情が厳しくなり平成25年に3%に下がりました。

Q 年度別の実施計画は16件出されているが、保存事業のための一般財源の繰入れ額は。

A 概ね1棟あたり500万円の事業費を見込んでおり、年間2~3棟を事業化し総事業費を1500万円とした場合、400万円程度と見込まれます。

Q 妻籠保存基金の残金はあるか。保存事業などにも使えるようにしては。

A 妻籠宿保存基金は、昨年度末の金額で約570万円です。基金を処分できるのは、保存地区内で土地建物など保存に重要な物件を取得する必要が生じたとき、また町長が特に必要と認めた場合と条例で定められています。

意見 コロナ禍のなかで一般財源繰入れがすでに1500万ぐらいあり、簡単に一般財源から繰り出すのは難しい。

意見 自分の持ち物を修繕するにはやはり自己負担は必要だ。その割合については妻籠地区の住民や町民にも説明をするとともに、他の地区にも色々な事業を入れてはどうか。また説明と理解を得るなかで、一般会計から出すのはやむを得ない。

意見 ファンドなど外部から集めるようなことはできないのか。

◆駐車場会計との関係など

Q 駐車場会計はこれまで町から借入れをし、8200万円が返還されていないと指摘されているが、返済の確約はあるのか。

A 駐車場会計は、一般会計から借入れており、将来的に償還する計画となっています。今年度についてはコロナ禍により一時的に大きな収益減となっています。財源がない状況のなか、駐車場会計を含めて重伝建事業の在り方について見直したいと思います。

意見 駐車場会計を切り離して妻籠地区の住民が自分たちで運営をすることも考えるべきでは。どうしたら黒字になるのかのシミュレーションも必要と思う。

意見 指定管理で収益を上げる方法を考え、利益があれば返していくような形がとれば良いのでは。

◆妻籠宿保存についての考え方など

Q 妻籠宿の価値や今後のビジョンについて町の考えは。

A 妻籠宿保存は、行政、住民、専門家の三位一体でやってきた経過があります。これからの50年、100年に向けて、学びも含め三位一体を大切に、生活を維持していくことがビジョンではないかと考えます。

Q 町全体で妻籠を守っていくとのことだが、妻籠宿の保存条例など町民全員が理解できていない。町民への周知、理解の必要がある。

A 宿場内の方や町民、観光業者も含めて連携を取り、話し合い、コミュニケーションを積み重ねていくことで、考えを掘り下げていく必要があると思います。

Q 妻籠地区の方から「観光でなく保存が主だ」と聞かされた。また観光と保存について、教育委員会や町で妻籠宿関係者と話し合いをしているか。

A 基本的に観光と保存は表裏一体だと考えます。妻籠宿の在り方については保存を教育委員会、観光を産業観光課ということで担当してきました。妻籠を愛する会や妻籠観光協会と連絡調整会議を必要に応じて開催し、課題や情報共有をしています。

意見 50年の保存を経た住民憲章があり今の妻籠の在り方があるが、これまでやってこなかったことをやるとか、地域の考え方も変えていく必要がないのかといった議論が必要ではないか。ビジョンのないところに投資はできないので、町の将来のためにも妻籠の在り方を考えるべきだ。

説明概要

妻籠宿重伝建の保存修理事業の見直し

妻籠宿伝統的建造物群保存地区は保存開始から50年が過ぎ、保存家屋の

妻籠宿伝統的建造物群保存地区補助金を利用した

保存修理については、妻籠宿保存のために、毎年一定の保存修理は必須であり、文化財として

の価値を残し後世へ伝えていくため、今後は保存修理の施工数を増やす必要があり。しかし事業の主な財源となっていた駐車場会計繰入金金の確保は、年々収益減により

を進めます。具体的には補助事業の

増やすというものです。

修理修繕工事を継続的に行ってきました。

修理の要望が10数棟出ていますが、町の財政事情により毎年1棟の保存修理に留めてきました。

の価値を残し後世へ伝えていくため、今後は保存修理の施工数を増やす必要があり。しかし事業の主な財源となっていた駐車場会計繰入金金の確保は、年々収益減により

難しくなってきました。こうした事情から、保存修理事業の継続を担保するため、制度設計上の財政負担比率変更の検討を進めます。

負担割合を見直し、所有者負担の増額を協力してもらいながら、一般会計から一定の補助金投入で、保存修理事業の施工数を